(五)　第一種特定製品引取等実施者は、当該引取り等に係る第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は当該引取り等に係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として他人に譲渡するときは、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に当該第一種特定製品に係る引取証明書の写しを回付するとともに、交付又は回付を受けた引取証明書の写しを保存しなければならないこととし、それらの違反に罰則を設けることとした。（第四五条の二第二項及び第三項並びに第一〇五条第五号及び第六号関係）

(六)　何人も、(一)により第一種フロン類充塡回収業者が第一種特定製品にフロン類が充塡されていないことを確認した場合又は(四)若しくは(五)により引取証明書の写しの交付若しくは回付を受けた場合その他第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類が放出されるおそれがない場合のほか、第一種特定製品の引取り等を行ってはならないこととし、その違反に罰則を設けることとした。（第四五条の二第四項及び第一〇四条第三号関係）

2　都道府県の監督権限の拡充

(一)　都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種特定製品引取等実施者が1(四)から(六)までの規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるものとし、これらの者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第四九条第五項及び第八項関係）

(二)　都道府県知事による報告徴収の対象に特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者を、立入検査の対象にそれらの事務所又は事業所、第一種特定製品の引取り等を行う場所及び解体工事に係る建築物その他の工作物又は解体工事の場所を加えることとした。（第九一条及び第九二条関係）

(三)　都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求めることができることとした。（第九三条第二項関係）

3　その他

都道府県は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を推進するために必要な措置について協議するための協議会を組織することができることとした。（第九九条の二関係）

4　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（政令第一八号）（消費者庁）

1　公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の政令で定める法律として、特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成三〇年法律第一〇三号）を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和元年六月一四日から施行することとした。

◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第一九号）（厚生労働省）

1　船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業のうち、船員室の新設、増設等により総トン数が五〇〇トン以上となった船舶（五一〇トン未満のものに限る。）において揚貨装置を用いないで行うものを、作業主任者を選任しなければならない作業から除くこととした。（第六条第一三号関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇号）（厚生労働省）

1　障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る負担上限月額

(一)　負担額算定基準者のうちに無償化対象通所児童がいる通所給付決定保護者（(二)から(四)までに掲げる通所給付決定保護者を除く。）の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る負担上限月額は、通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援又は基準該当通所支援に係る費用（無償化対象通所児童に係るものを除く。）に一〇〇分の一〇を乗じて得た額とすることとした。（第二四条第三号並びに第二五条の二第一号ハ及び同条第二号ハ関係）

(二)　小学校就学前児童が二人以上いる通所給付決定保護者の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る負担上限月額について、一定の要件を満たす児童の指定通所支援又は基準該当通所支援に係る費用に一〇〇分の一〇又は一〇〇分の五を乗じて得た額を合算して算出することとしているところ、当該一定の要件を満たす児童から無償化対象通所児童を除くこととした。（第二四条第四号並びに第二五条の二第一号ニ及び同条第二号ニ関係）

(三)　負担額算定基準者が二人以上いる通所給付決定保護者であって、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法の規定による市町村民税所得割の額を合算した額が七万七、一〇一円未満であるものの障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る負担上限月額について、一定の要件を満たす児童の指定通所支援又は基準該当通所支援に係る費用に一〇〇分の一〇又は一〇〇分の五を乗じて得た額を合算して算出することとしているところ、当該一定の要件を満たす児童から無償化対象通所児童を除くこととした。（第二四条第五号並びに第二五条の二第一号ホ及び同条第二号ホ関係）

(四)　全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者について、障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る負担上限月額を零とすることとした。（第二四条第六号並びに第二五条の二第一号ヘ及び同条第二号ヘ関係）

2　高額障害児通所給付費算定基準額

通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において市町村民税を課されない者である場合又は被保護者である場合若しくは要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者の高額障害児通所給付費算定基準額を零とし、当該通所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者の高額障害児通所給付費算定基準額を三万七、二〇〇円とすることとした。（第二五条の六関係）

3　障害児入所給付費に係る負担上限月額

(一)　負担額算定基準者のうちに無償化対象入所児童がいる入所給付決定保護者（(二)に掲げる入所給付決定保護者を除く。）の障害児入所給付費に係る負担上限月額は、入所給付決定保護者が同一の月に受けた指定入所支援に係る費用（無償化対象入所児童に係るものを除く。）に一〇〇分の一〇を乗じて得た額とすることとした。（第二七条の二第三号関係）

(二)　全ての負担額算定基準者が無償化対象入所児童である入所給付決定保護者について、障害児入所給付費又は特例障害児入所給付費に係る負担上限月額を零とすることとした。（第二七条の二第四号関係）

4　高額障害児入所給付費算定基準額

入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあった月において市町村民税を課されない者である場合又は被保護者である場合若しくは要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者の高額障害児入所給付費算定基準額を零とし、当該入所給付決定保護者以外の入所給付決定保護者の高額障害児入所給付費算定基準額を三万七、二〇〇円とすることとした。（第二七条の五関係）

5　施行期日

この政令は、令和元年一〇月一日から施行することとした。